

準備書類チェックリスト

1 すべての申請に必要な書類	
以下の（１）～（４）は、内容に変更がなければ「事業者 ID」または「確認書」で省略できます	<input type="checkbox"/>
<p>（１）本人確認書類（写し）</p> <p>【法人】 法人代表者の運転免許証・保険証等の書類</p> <p>【個人】 運転免許証、保険証等の書類</p> <p>✓ 申請書記載の自宅住所と一致しているもの</p>	<input type="checkbox"/>
上記書類で申請書記載の自宅住所が確認できない場合、裏面の住所が手書きの場合 ⇒現住所を確認できる 住民票等 （発行３ヶ月以内）を併せて添付	<input type="checkbox"/>
<p>（２）口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し</p> <p>✓ 口座番号及び名義人氏名（振込用のフリガナ）が確認できる箇所</p>	<input type="checkbox"/>
<p>（３）店舗の内観・外観が確認できる写真</p> <p>✓ 屋内店舗であること及び店内に飲食スペースがあることが分かるもの。</p> <p>✓ 外観写真は店舗看板と店舗全体が確認できるもの。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>（４）感染症拡大防止の具体的対策に取り組む事業者であることを示す書類</p> <p>【以下の①～④のいずれか】</p> <p>① 認証ステッカー（沖縄県感染防止対策認証制度）の掲示状況を撮影した写真</p> <p>② 認証ステッカー（沖縄県感染防止対策認証制度）の申請書の写し</p> <p>③ 「RICCA」（QRコード付シーサーステッカー）の写しまたは掲示状況を撮影した写真</p> <p>④ シーサーステッカー（QRコードなし）の写しまたは掲示状況を撮影した写真</p>	<input type="checkbox"/>
以下の（５）は「確認書」で省略できます	<input type="checkbox"/>
<p>（５）休業または時短営業をしたこと証明する書類</p> <p>① 休業していたことがわかる資料</p> <p>② ５時～２０時までの営業時間短縮を実施したことがわかる資料</p>	<input type="checkbox"/>
<p>（６）要請後の対応や通常の営業形態によって必要となる書類</p> <p>① 通常営業時間が５時～２０時を超えている、普段から酒類・カラオケの提供をしている店舗が時短営業をした場合 ⇒酒類やカラオケの提供を停止したことが分かる資料（例：店舗の貼り紙）</p> <p>② 通常営業時間が５時～２０時を超えていない、普段から酒類もしくはカラオケの提供をしている店舗が休業した場合 ⇒普段から酒類またはカラオケの提供をしていたことが分かる資料（例：メニュー表）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>（７）食品衛生法に基づく、飲食店営業許可証の写し</p> <p>✓ 原則として、申請者（代表者）と名義が同一のもの</p>	<input type="checkbox"/>

<p>申請者（代表者）と営業許可証の名義人が異なる場合 （例：許可名義人が夫婦などの家族の場合や、従業員、業務委託関係にある場合） ⇒家族関係を確認できる住民票、雇用関係を確認できる書類、業務委託契約書の写しなど、 その関係が確認できる書類</p>	□
<p>（8）業種別ガイドラインを遵守したことを証明する書類</p> <p>① 入口付近に消毒液を設置していることを証する写真 ② 飛沫感染対策を店舗全体で実施していることを証する写真 （例：アクリル板の設置、隣席と1メートル以上の間隔保持、隣席着席不可の案内等） ③ 食事中以外はマスクの着用をお願いする旨を掲示した写真 ✓ ①～③の全てが必要</p>	□
<p>全期間通して休業していた店舗の場合 ⇒①～③は省略可能</p>	□
<p>2 下限額以外での申請の場合に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日あたり売上高が10万円以下の中小企業、個人事業主は下限額での申請になるため、提出は不要です。 ・ ただし、下限額でも売上高の入力項目はありますので、電子申請サポート窓口には持参してください。 	
<p>（1）所得の申告に関する書類</p>	
<p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税の確定申告書別表一の控え ・ 法人事業概況説明書の控え（月別売上高[2ページ目]も含む） ・ 会社事業概況書の控え（資本金1億円以上の法人） <p>【個人事業主】（青色申告の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税の確定申告書第一表の控え ・ 青色申告決算書（月別売上高）の控え等 <p>【個人事業主】（白色申告の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税の確定申告書第一表の控え ・ 収支内訳書の売上（収入）金額記載したページの控え等 <p>【個人事業主】（市町村にて事業所得の申告を行っている場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民税申告書の控え ・ 事業所得の収支計算書記載欄のあるページの控え等 	□
<p>（2）店舗毎の飲食業売上高等を証する書類（売上帳簿等）</p> <p>✓ 2019～2021年の8月の売上を証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規開店、休業等により売上がない場合は不要です。 	
<p>2020年8月2日から2021年7月31日までの間に開店した店舗の場合 ⇒開店日～2021年7月31日までの売上を証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規開店、休業等により売上げがない場合は不要です。 	
<p>（3）確定申告書等の作成の根拠となった資料、レジの日計表・会計伝票等（保存書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出不要ですが、後に調査する場合がありますので確実に保存してください。 	

3 その他の書類

所属する団体から「確認書」の発行を受けた場合
⇒発行された「**確認書**」

申請する店舗数が**4店舗以上**の場合
⇒**店舗別申請額一覧表**

4 店舗の開店した年月日

店舗の開店年月日が分かる資料

提出不要ですが、電子申請時に入力が必要ですので、店舗の開店年月日（最初の売上を計上した日等）が分かる資料を準備してください。

- ・プレオープンやグランドオープンに関わらず開店日として取り扱います。
- ・2020年8月1日以前に開店し正確な日付が不明な場合
⇒おおよその年月日を入力
- ・2020年8月2日以降に開店した場合
⇒必ず**正確な年月日**を入力